秋田県教育委員会訓令第一号

庁中一般
各地方機関
各教育機関

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年六月二十八日

秋田県教育委員会教育長　安　田　浩　幸

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程（平成八年秋田県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表（第２条、第５条関係）

番号	許認可等事務					日数	受付課所	処理課所	備考
	根拠法令等の名称	条	項	号	事務名				
1～15	略	略	略	略	略	略	略	略	略
16	略	5	1		略	略	略	略	略
17	略	5	2		略	略	略	略	略
18	略	5	5		略	略	略	略	略
19	略	略	略	略	略	略	略	略	略

改正前

別表（第２条、第５条関係）

番号	許認可等事務					日数	受付課所	処理課所	備考
	根拠法令等の名称	条	項	号	事務名				
1～15	略	略	略	略	略	略	略	略	略
16	略	5	1		略	略	略	略	略
		5	2						
17	略	5	3		略	略	略	略	略
18	略	5	6		略	略	略	略	略
19	略	略	略	略	略	略	略	略	略
20	〃	9の2	1		普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新	60	〃	〃	
21	〃	9の2	5		普通免許状又は特別免許状の有	60	〃	〃	

20	略	略	略	略	略	略	略	略	略
21	略	16	1		略	略	略	略	略
22	略	16の4	1		略	略	略	略	略
23	略	17	1		略	略	略	略	略
24	略	略	略	略	略	略	略	略	略
25	略	略	略	略	略	略	略	略	略

					効期間の延長				
22	略	略	略	略	略	略	略	略	略
23	略	16の2	1		略	略	略	略	略
		16の2	2						
24	略	16の4	1		略	略	略	略	略
		16の4	4						
25	略	17	1		略	略	略	略	略
		17	2						
26	略	略	略	略	略	略	略	略	略
27	略	略	略	略	略	略	略	略	略
28	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）	附則2	2		免許状更新講習の課程を修了したことの確認	60	義務教育課	義務教育課	
29	〃	附則2	3	3	免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める期間内にあることの確認	60	〃	〃	
30	〃	附則2	4		免許状更新講習の修了確認期限	60	〃	〃	

26～63	略	略	略	略	略	略	略	略	略

					の延期				
31	〃	附則2	5		免許状更新講習を受ける必要がない者の認定	60	〃	〃	
32～69	略	略	略	略	略	略	略	略	略

附　則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。